

騒音に係る要保全施設の設置等の届出について

騒音規制法に基づく特定施設を有する工場又は事業場の場合、この条例に基づく届出は必要ありません。

1 対象施設 表 4-1 のとおり

※ 規制基準については、表 4-2 をご覧ください。

2 提出期限 要保全施設の設置又は構造等変更の工事に着手する  
30 日前まで

3 提出書類

- (1) 騒音に係る要保全施設設置（使用・構造等変更）届出書（様式第 4 号）
- (2) 別紙（構造及び使用の方法等）
- (3) 上記 2 の提出期限を過ぎている場合 → 遅延理由書（任意様式）
- (4) 添付書類
  - ア 工場又は事業場の付近の見取図
  - イ 要保全施設の配置図（敷地内の建物の配置を含む。）
  - ウ 操業工程の概要図
  - エ 騒音の大きさに関する説明書（メーカーの仕様書など）

※ (1) と (2) の様式は、市ホームページにも掲載しています。

4 提出部数 2 部（押印は不要です。）

5 届出先 薩摩川内市役所 環境課 生活環境グループ

※ 届出書を作成した方（担当者）の氏名及び連絡先を必ず添えて、ご提出ください。

※ 各支所の地域振興課市民生活グループでも受付いたします。

※ 令和 3 年度から受理書の交付はありません。

\*\*\* お問い合わせは \*\*\*

薩摩川内市役所 環境課 生活環境グループ

〒 8 9 5 - 8 6 5 0 薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号

TEL 0 9 9 6 - 2 3 - 5 1 1 1 （内線）4 3 3 1

FAX 0 9 9 6 - 2 0 - 5 5 7 0

E-mail life-env@city.satsumasendai.lg.jp

表 4-1 騒音に係る要保全施設

番号	用途区分	施設名	規模等
1	金属製品の製造又は加工の用に供するもの	(1) 機械プレス	呼び加圧能力が147キロニュートン以上294キロニュートン未満のもの
		(2) 切断機	といしを用いるもの及び移動式のものを除く。
		(3) やすり目立機	動力を用いるもの
		(4) のこ目立機	
		(5) 旋盤	全てのもの
		(6) フライス盤	
		(7) 平削盤	
		(8) 形削盤	
		(9) 乾式研磨機	移動式のものを除く。
2	工場又は事業場に設置するもの	(1) 空気圧縮機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上7.5キロワット未満のもの
		(2) 送風機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上7.5キロワット未満のものであって、クーリングタワーに付随しているものを除く。
		(3) 冷凍機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
		(4) 走行クレーン	原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のもの
		(5) クーリングタワー	付随する送風機の原動機の定格出力が7.5キロワット未満のものであって、冷却水の冷却能力が1時間当たり10立方メートル以上のもの
		(6) 自動式車両洗浄施設	全てのもの
3	土石又は鉱物の粉碎及びふるい分の用に供するもの	(1) 破碎機	原動機の定格出力が7.5キロワット未満のものであって、個々の定格出力の合計が7.5キロワット以上となる場合
		(2) 摩砕機	
		(3) ふるい分機	
		(4) 分級機	

番号	用途区分	施設名	規模等
4	繊維製品の製造の用に供するもの	(1) 動力打綿機 (混打綿機を含む。)	全てのもの
		(2) 製綿施設	
5	建設用資材の製造の用に供するもの	(1) コンクリート ブロックマシン	動力を用いるもの
		(2) コンクリート 管製造施設	
		(3) コンクリート 柱製造施設	
6	木材又は竹材の加工の用に供するもの	(1) 帯のこ盤	原動機の定格出力が、製材用のものにあつては7.5キロワット以上15キロワット未満のもの、木工用又は竹材加工用のものにあつては1.5キロワット以上2.25キロワット未満のもの
		(2) 丸のこ盤	
		(3) かな盤	原動機の定格出力が1.5キロワット以上2.25キロワット未満のもの
7	紙の加工の用に供するもの	(1) コルゲートマシン	全てのもの
		(2) 紙工機械	
8	物の製造、加工又は選別の用に供するもの	(1) ダイカストマシン	全てのもの
		(2) オシレートコンベア	
9	石材加工の用に供するもの	石材引割機	全てのもの

表4-2 騒音に係る規制基準

騒音に係る要保全施設を有する工場等において発生する騒音が、次表の区域の区分ごとに同表の時間の区分に掲げるとおりとする。

時間の区分 区域の区分	昼 間 〔午前8時から 午後7時まで〕	朝 〔午前6時から 午前8時まで〕 夕 〔午後7時から 午後10時まで〕	夜 間 〔午後10時から 翌日の午前6時 まで〕
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下

- 備考1 区域の区分は、騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定（平成28年薩摩川内市告示第185号）に定める区域の区分による。
- 2 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 騒音の測定点は、騒音に係る要保全施設を有する工場等の敷地の境界線上とする。